

## 東浦町一般公募型普通財産売却要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、条例その他別に定めのあるもののほか、東浦町（以下「町」という。）の所有する普通財産の売却について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「普通財産」とは、町において現在及び将来にわたり利用する予定のない土地で、「東浦町随意契約型普通財産売却要綱」及び「東浦町普通財産及び物品の売払いに係るインターネット入札実施要綱」の対象とならないものをいう。

(売却方法)

第3条 売却方法は、公開抽選方式又は公開入札方式とし、その都度、東浦町公有財産審査会で決定する。

(公開抽選方式)

第4条 公開抽選方式は、くじにより行うものとする。この場合において、買受人として決定した者のほかは、補欠の順位を決定することができる。

2 同一区画の応募が1件の場合においては、その者を買受人とする。

(公開入札方式)

第5条 公開入札方式は、最低落札予定価格を設定し、最低落札予定価格以上の価格で最高価格を入札書（様式1）に記載した者を買受人とする。この場合において、最高価格を記載した者が複数の場合は、その場でくじを引き買受人を決定する。

2 最低落札予定価格は、募集時に事前公表するものとする。

(売却等の単価)

第6条 公開抽選方式で売却しようとする普通財産の1平方メートル当たりの価格及び公開入札方式で売却しようとする普通財産の最低落札予定価格の1平方メートル当たりの価格は、不動産鑑定評価により決定する。ただし、当該鑑定評価した時点から価格水準に変動があると認められるときは、当該鑑定評価に当該価格水準の変動率を乗じた価格とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれ次に定める方法により1平方メートル当たりの価格を決定する。

(1) 売却しようとする普通財産の500メートル以内に当該普通財産に類似する同じ用途地域に属する不動産鑑定評価をした土地がある場合 当該不動産鑑定評価の価格（第1項ただし書の規定の適用がある場合は、適用後の価格）に東浦町随意契約型普通財産売却要綱別表に定める補正率を乗除する方法

(2) 町長が特別の事情があると認める場合 東浦町随意契約型普通財産売却要綱第3条に規定する方法（不動産鑑定評価による方法を除く。）

3 前2項の規定により算定された1平方メートル当たりの価格に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(売却額等)

第7条 公開抽選方式における売却額及び公開入札方式における最低落札予定価格は、売却しようとする普通財産の面積（少数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に前条で算定した1平方メートル当たりの単価を乗じて得た額とする。

(応募者の資格)

第8条 この要綱に基づき普通財産の売却に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 未成年者
- (4) 当該年度の市町村税の滞納がある者
- (5) 入札の公告の日から落札決定までの期間において、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年2月14日付け愛知県半田警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

(応募申請、応募保証金及び入札保証金)

第9条 応募者は、公開抽選物件については1区画ごとに次の書類に応募保証金100,000円を添えて、公開入札物件については1区画ごとに次の書類に入札保証金（入札価格の5%以上で千円未満切上げ）を添えて申請するものとする。

- (1) 東浦町一般公募型公有財産購入希望申込書兼受付書（様式2）
- (2) 個人の場合は、住民票の写し（連名により応募する場合は、連名者全員の住民票の写し。）及び身分証明書（成年被後見人及び被保佐人並びに破産者でないことを証明する書類で、市町村長又はその他官公署の長が発行するもの。）
- (3) 日本国籍を有する者の場合は、身分証明書（成年被後見人及び被保佐人並びに破産者でないことを証明する書類で、市町村長又はその他官公署の長が発行するもの。）
- (4) 法人の場合は、法人の登記簿謄本
- (5) 納税証明書（当該年度の市町村税）

2 応募は、1人（1法人）につき複数の区画について申し込みができるものとする。

3 同一区画について、連名で応募する場合は、連名者全員が前条に規定する応募資格を備えていなければならない。ただし、前条第3号の規定については、連名者のうち1名が成人であれば足りるものとする。

4 前項の場合において、所有権移転登記は、連名者全員の共有名義で行うものとする。

5 同一区画に対し同一の世帯員又は同一の法人が重複して申し込むことはできないものとする。

6 第1項の応募保証金は、買受人に決定した場合は売却代金の一部に充当し、買

受人に決定しなかった場合は当該応募者に返還するものとする。

7 第1項の入札保証金は、買受人に決定した場合で当該買受人から契約保証金に充当したい旨の申出があったときは契約保証金に充当し、当該買受人から申出がないとき及び買受人に決定しなかったときは、当該買受人及び当該応募者に返還するものとする。

(応募の取消し)

第10条 応募者は、受付期間中に限り応募を取り消し、又は変更することが出来るものとする。

(契約締結時期)

第11条 契約締結時期は、買受人を決定した日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、町又は買受人にやむを得ない事情がある場合は、町と買受人が協議した日を契約締結日とすることができる。

(決定の無効)

第12条 買受人に決定した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決定を無効とし、今後、町が行う同様の公募への参加はできないものとする。

(1) 応募資格を有しない者が応募した場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 買受人として決定後、正当な理由がなく契約しない場合

(4) 契約後、正当な理由がなく納付期限までに売買代金が納付されない場合

(5) 落札決定から契約締結までの期間において、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年2月14日付け愛知県半田警察署長締結)に基づく排除措置を受けた場合

(6) その他不正な行為が判明した場合

2 前項の規定により決定が無効となったときは、当該応募保証金、入札保証金及び契約保証金は、町に帰属するものとする。

3 前1項の規定により無効となった場合において、公開抽選方式によって買受人が決定したときは、第4条第1項後段の規定により決定された補欠の順位で買受人とし、公開入札方式によって買受人が決定したときは、入札価格の高い順で買受人とすることができるものとする。

(調書の作成)

第13条 売却しようとする普通財産については、売払い調書(様式3)を作成するものとする。

(諸経費の分担)

第14条 契約、登記その他これに関する諸経費は買受人の負担とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めのないものについては、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号。以下「入管法等改正法」という。）附則第 15 条第 1 項の規定により在留カードとみなされている外国人登録証明書又は入管法等改正法附則第 28 条第 1 項の規定により特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード及び特別永住者証とみなして、第 1 条の規定による改正後の東浦町本人確認事務取扱要領第 4 条の規定を適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に第 2 条、第 3 条、第 7 条及び第 8 条の規定による改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている東浦町一般公募型普通財産購入希望申込書兼受付書その他の用紙は、これらの規定による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式1 (第7条関係)

# 入 札 書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所

氏 名

Ⓜ

下記のとおり入札します。

記

入札参加物件所在地	東浦町大字								
金 額									

## 注意事項

- 1 金額は、算用数字を用い、金額の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 連名申込の場合は、氏名欄に申込書と同じ連名者を記入し押印すること。
- 3 法人の場合は、氏名欄に法人名及び代表者名を記入し社印を押印すること。

様式2（第9条関係）

東浦町一般公募型普通財産購入希望申込書兼受付書

東 浦 町 長

東浦町が公募している普通財産の購入を希望しますので下記により申し込みます。  
なお、この申請の内容に間違いはありません。

申 込 日	年 月 日	希望区画番号	
住 所		電 話 番 号	
氏 名 (代表者名)		生 年 月 日	
法 人 名	*個人申込の場合は、記入しないでください。		
連 名 の 場 合 の 住 所 ・ 氏 名			
添 付 書 類 (提出書類に○を 付けてください。)		住民票写し(個人)	身分証明書
		登記簿謄本(法人)	納税証明書

※ 応募保証金及び入札保証金返金口座（郵便局を除く）提出時に必ず記入してください。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義

\*以下には記入しないでください。  
買受人に決定されませんでしたので上記の口座に返金してください。  
年 月 日 氏名

受付日（受付印及び受付者印）	*応募取り下げ記録
----------------	-----------

\* 1部コピーをして、申込者に交付すること。

様式3 (第14条関係)

一般公募による公有財産売払い調書

1 応募受付期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

\*午前8時30分から午後5時まで、ただし、土・日曜日及び祝日は除く

2 応募受付場所

東浦町役場

3 公開抽選及び契約説明会日時

年 月 日 ( ) 時 分から

4 公開抽選及び契約説明会会場

東浦町役場

5 契約予定日

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

6 売払い物件一覧表

区画 番号	所在地 (用途地域)	現況 地目	面積㎡ (坪)	㎡単価 (坪単価)	売払い価格(円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					